

「県内周遊観光促進事業補助金」の概要

平成 29 年 5 月 22 日
公益社団法人 新潟県観光協会

1 制度の目的

県内の複数観光地等をつなぐ周遊観光の充実を図るため、県外からのバスツアー誘致や新幹線駅等からの周遊バスツアーの催行等、地域における周遊観光を促進する取組みへの支援を行う。

2 補助金の概要

(1) 補助申請者

県内にある観光協会、観光施設及び宿泊施設の運営者並びに左記関係者で構成される実行委員会及び協議会等

(2) 補助対象ツアー

ア 県外を発着地とするバスツアー

イ 県外を発着地とし、県内移動に貸切バスを利用するツアー

ウ 主に県外からの旅行客向けに新幹線駅等を発着地として催行されるバスツアー

(3) 審査要件

交付決定にあたっては、別表の基本要件、審査基準の充足状況を確認し、審査基準を多く満たしている申請者に対して、予算の範囲内で順次、交付決定を行うものとする。

(4) 申請期間

平成 29 年 5 月 22 日（月）から 6 月 30 日（金）（必着）

(5) 補助対象ツアー催行期間

平成 29 年 11 月 1 日（水）から平成 30 年 2 月 28 日（水）

(6) 補助率等

バス 1 台 1 日当たり 30,000 円

補助上限台数は、1 事業主体当たり延べ 30 台までとする

(7) 予算額

1,000 万円